「募集する医療機能(案)」についての地域医療構想調整会議開催後の流れについて

資料4-2

2月～3月　　調整会議開催後～3月末まで

調整会議委員

県（事務局保健所）

県（医療整備課）

① 調整会議開催
（「募集する医療機能(案)」についての協議）

② 「募集する医療機能(案)」の意見照会

③ 「募集する医療機能(案)」に対する回答

④ 意見の取りまとめ
（※調整会議開催後、概ね1週間程度で取りまとめ）

⑤ 調整会議での協議及び意見の取りまとめ*を踏まえて、「募集する医療機能(案)」を決定
→ 医療審議会(公募実施の諮問)→病床公募の開始

＊各意見の取扱いについては、各圏域の調整会議の会長と相談して決定